

町民課からのお知らせ

後期高齢障害認定について

65歳以上74歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

□後期高齢者医療制度に加入することができる一定の障がいの程度は以下のとおりです

1. 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
2. 身体障害者手帳4級をお持ちの方で次のいずれかに該当する方
 下肢障害1号・3号・4号
 音声機能、言語機能の障害
3. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
4. 療育手帳A1・A2をお持ちの方
5. 障害基礎年金1級・2級の年金証書をお持ちの方



□後期高齢者医療制度に加入するには、申請により広域連合の認定を受ける必要があります。

□後期高齢者医療制度では、窓口負担は1割（所得の多い方は3割）となります。

□後期高齢者医療制度では、すべての被保険者の方から保険料をお支払いいただきます。

※詳しくは、役場1階 町民課 医療年金係 ☎43-2111（内線2115）までお問い合わせください。

総務課からのお知らせ

平成25年度 特設人権相談所の開設のお知らせ

八百津町では、特設人権相談所（悩みごと相談）を開設し、人権擁護委員が相談を受け付けています。相談は無料で秘密は固く守られます、お気軽にご相談ください。

【悩みごと相談（人権相談）開設日】

開設日	ところ	時間	開設日	ところ	時間
5月14日 (火)	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13:30 ～ 16:00	6月4日 (火)	ファミリーセンター	13:30 ～ 16:00
7月9日 (火)	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13:30 ～ 16:00	9月10日 (火)	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13:30 ～ 16:00
12月10日 (火)	ファミリーセンター	13:30 ～ 16:00	3月11日 (火)	ファミリーセンター 久田見生活改善センター	13:30 ～ 16:00

□お問い合わせ先 役場2階 総務課 行政係 ☎43-2111（内線2215）まで